

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日から、A所在のBにおいて事務職として勤務し、平成〇年〇月〇日にCに出向したものの、平成〇年〇月〇日にはBに復帰し、平成〇年〇月〇日から、Dにおいて勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月頃から、「うつ病」の治療のため「Eクリニック」を受診していたが、平成〇年〇月〇日、「Fクリニック」に転医し、「統合失調症、抑うつ状態」と診断された。請求人によると、請求人は、同クリニックに継続して通院しながらも、Bの配慮により通常どおりの勤務を続けられていたものの、平成〇年〇月に係長が着任後、職場環境が悪化し、平成〇年〇月頃には、飲酒量や欠勤の増加、脱毛、体重減少などの症状が出現し、平成〇年〇月〇日付けでGに異動となり、抑うつ状態が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の悪化は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害の悪化が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病時期と病名について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成〇年〇月頃に、本件疾病が悪化したとの意見を述べている。当審査会では、請求人の勤務の状況及び症状の経過等に係る事実を精査するとともに、H医師の意見書等審査資料を再確認したところ、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年頃に本件疾病を発病し、平成〇年〇月頃に本件疾病が悪化したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、Cへの出向中、上司からいじめを受けたことにより、平成〇年〇月頃に精神障害を発病したと主張する。しかしながら、審査資料を精査するも、請求人の本件疾病が発病する前のおおむね6か月以内に、請求人が上司等から、認定基準別表1「業務による心理的負荷表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当たるような、意図的な嫌がらせを受けたと確認し得る申述や資料等を見いだすことはできなかった。請求人は、同僚等の態度について不満をもち、また、自分を理解し、適切な処遇をしない上司に対し

て不当であると感じたものと推認されるが、同主張の内容をもって、いじめないし嫌がらせであるとは判断し得ない。

(4) また、請求人は、B当局が、請求人に対して嫌がらせを行ったことにより、平成〇年〇月頃に、請求人に発病した精神障害が悪化したと主張する。精神障害の悪化が業務上の事由によるものであると認められるためには、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められることが必要であるところ、請求人は、本件疾病が悪化した平成〇年〇月の前6か月の出来事として、①平成〇年〇月、担当していたシンポジウムが終了し喪失感を味わったこと、②同年〇月、Iから、Jの肩代わりをして行っていた業務が進捗していないとして叱責を受けたこと、③平成〇年〇月、新プロジェクトの担当から外れたと知ったこと等を挙げるが、これらの出来事は、各出来事の事情を十分斟酌しても、生死にかかわる、極度の苦痛を伴うような「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」のいずれにも該当しないことは明らかであることから、本件疾病の悪化が業務上の事由によるものであるとは認められない。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。